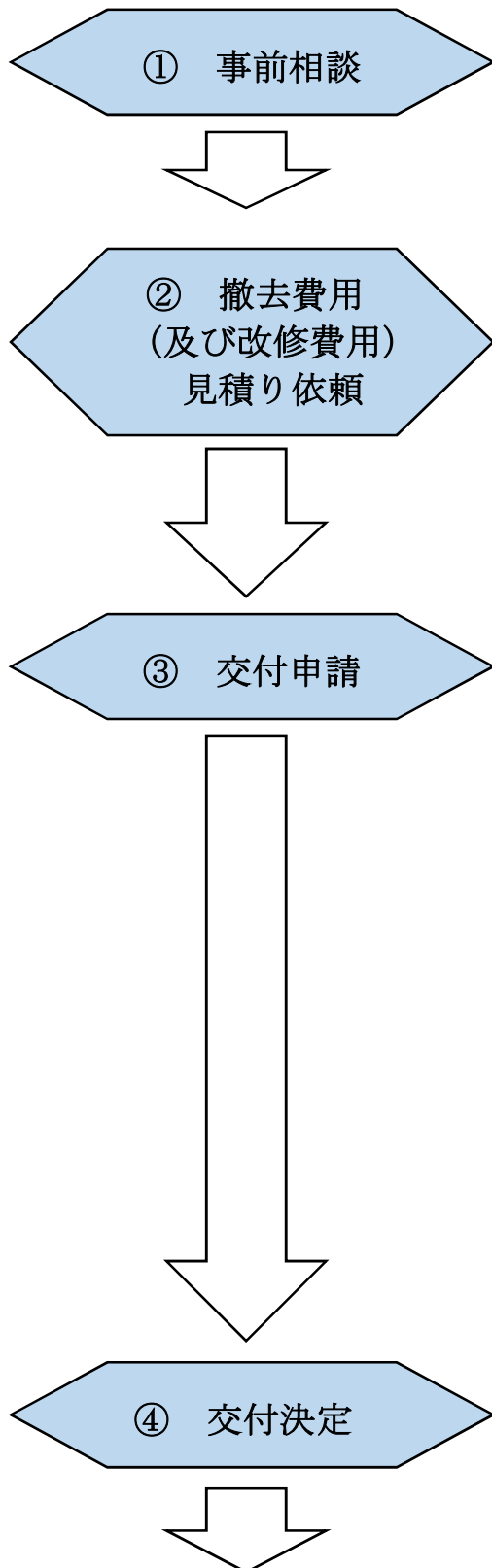


## 補助金交付申請（ブロック塀の撤去等）の手続きの流れ

※補助金の申し込みは必ず工事（契約）前に行ってください！

※事業は必ず今年度中に完了していただく必要があります。



◆ 事業の対象になるかどうか、また、今後の手続の方法などを役場総務課にご相談下さい。（地図上での位置や、撤去するブロック塀の範囲、点検項目などを事前に確認のうえ、ご相談下さい。）

◆ ブロック塀の撤去を依頼される業者に、撤去費用の見積書ももらって下さい。申請時に必要になります。（ブロック塀を撤去した範囲に行く軽量のフェンス、生け垣等への改修を併せて行う場合は、改修費用の見積書ももらって下さい。また、撤去と改修の見積書は分けて作成して下さい。

この時点ではまだ契約をしないで下さい。

◆ 申請書（様式第1号）には、次の書類を添付して下さい。

①収支予算書（様式第3号）

②ブロック塀の撤去費用の見積書の写し（併せて改修を行う場合は改修費用の見積書の写し）

③ブロック塀の付近見取図、簡易な平面図、立面図（併せて改修を行う場合は改修後の軽量のフェンス、生け垣等の平面図、立面図）

④全景写真

⑤点検表（別表第7又は別表第8）

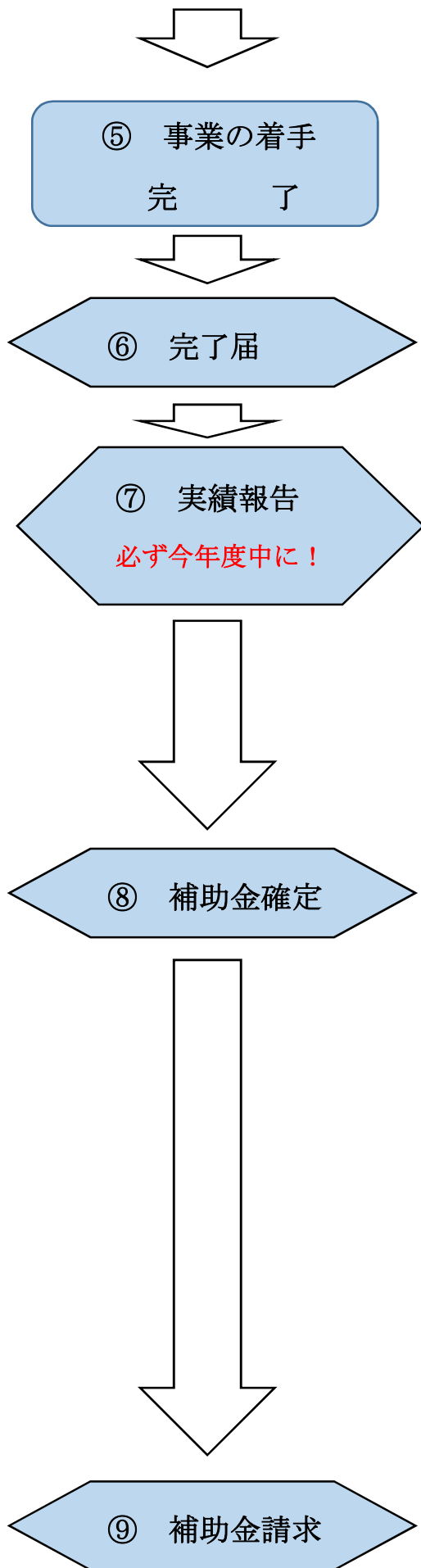
⑥その他村長が必要と認める書類

点検表の危険項目を示す写真を最低1枚

（併せて改修を行う場合は改修する軽量のフェンスや生け垣等に関する資料）

◆ 書類審査のうえ、補助金交付の可否の決定を書面にて通知します。

必ず交付決定を受けてから契約をして下さい。



◆ 事業に着手（契約）したときは、速やかに着手届（様式第6号）を提出して下さい。その際、補助事業に係る契約書の写しを添付して下さい。

◆ 事業が完了したときは、速やかに完了届（規則別紙）を提出して下さい。事業の成果を示す資料等（写真、図面等1部）を添付して下さい。

◆ 事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7号）に次の書類を添付して報告して下さい。

- ①収支決算書（様式第3号）
- ②ブロック塀の撤去に要した経費の請求書又は領収書の写し
- ③事業の成果を示す資料等（写真、図面等1部）
- ④その他村長が必要と認める書類

◆ 書類審査のうえ、補助金の額を確定します。補助金の額は以下の①～③のうち低い額です。撤去と改修を併せて行う場合の補助金額は、最大で50万円（※25万円）となります。

**【撤去】**

- ① 工事費用の2/3の額
- ② 1mあたり18,000円×2/3の額
- ③ 30万円（※15万円）

**【改修】**

- ① 工事費用の1/3の額
- ② 1mあたり25,000円×1/3の額
- ③ 20万円（※10万円）

（注：※は避難路沿いではなく、不特定の者が通行する道路に面する、民間所有のブロック塀の場合の限度額）

◆ 補助金の請求は補助金等支払請求書（規則様式）に次の書類を添付して提出して下さい。

- ①補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し